

幕府直轄地時代

元禄 5 年（1692）、金森 6 代頼皆は出羽上山（山形県上市市）に転封となり、飛騨国は幕府直轄地となった。名城高山城も元禄 8 年、金沢藩により取り壊されてしまった。代官、後、郡代の合わせて 25 人、177 年に及ぶ幕府直轄の時代である。代官、郡代の任期は 3〜7 年と短かったが、10 年以上の任期の人もいた。第 2 代伊奈 15 年、第 7 代長谷川 17 年、第 12 代大原 14 年、第 14 代飯塚 11 年、第 18 代芝 14 年、第 19 代大井 10 年、と 6 人の代官、郡代が 10 年を超える。代官が郡代になったのは第 12 代の大原彦四郎代官のときで、検地による増石（元高 4 万 4 千 285 石が、安永検地では 5 万 5 千 684 石と 25.7 パーセント増になった・林格男『改訂大原騒動余聞』平成 23 年）により昇進したのである。

幕府直轄地時代における重大な出来事は、高山城の取りこわし、武家屋敷の取りこわしと、その敷地分割売却、伐木計画の見直し、植林、大原騒動、飢饉対策、尊皇攘夷・討幕運動の波及などである。

明治時代

慶応 4 年（1868）

- 1 月 25 日 新見郡代、高山陣屋から逃亡。
- 2 月 7 日 竹沢は高山陣屋の門前に「天朝御用所」の高札を掲げる。
- 3 月 13 日 梅村は高山陣屋へ入り、竹沢との引き継ぎを完了。同日、竹沢は高山を去る。
- 5 月 23 日 飛騨は**飛騨県**と名称を変えた。
- 6 月 2 日 飛騨県を**高山県**と改称、梅村速水が高山県知事に任ぜられる。
- 9 月 8 日 慶応を明治に改元。

明治 2 年（1869）

- 2 月 29 日 梅村騒動起きる。
- 4 月 10 日 梅村に代わって宮原積が県知事となった。

明治 4 年（1871）

- 11 月 20 日 府県廃合により高山県を廃し、飛騨は**筑摩県**の一部となる。陣屋は「筑摩県高山出張所」となった。

明治 9 年（1876）

- 8 月 21 日 筑摩県が廃止され、飛騨の三郡は**岐阜県**に合併された。陣屋は「岐阜県飛騨支庁舎」となった。

明治 22 年（1889）

- 7 月 1 日 市町村制が施行され、町村の分合により高山町、船津町、下呂町など三町、31 ヶ村となる。

平成時代

平成元年（1989）

- 1 月 8 日 元号を「平成」と改める。

平成 17 年（2005）

- 2 月 1 日 新高山市誕生（近隣九町村と合併し、日本一広い市が誕生）。